

## 1. 小原の教育運営協議会の役割及び組織

### ①「地域ともにある学校づくり」

**学校と地域住民等が力を合わせ、社会総がかりでの教育を実現するために、**

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。  
→学校と地域が力を合わせて、どんな子どもを育てるのかを共有する。
- 学校運営について、達成状況を評価し、教育委員会または校長に意見を述べることができる。
- 学校として、家庭として、地域として、「続けること（続けられること）」「新たにできそうなこと」など、それぞれの視点から小原の教育について意見交換する。
- 教職員の任用に関して、教育委員会事項で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

### ②組 織

名 称	役 割	構 成
学習実践部	「学習アドバイザー」の視点から、小原の教育について話し合う。	学びの教室代表（1） 前学校評議員（1） 教務主任（1）
家庭実践部	「家庭・保護者」の視点から、小原の教育について話し合う。	P T A代表（2） 前学校評議員（1） 教頭（1）
地域実践部	「地域」の視点から、小原の教育について話し合う。	上小原区長（1） 小原区長（1） 黒津区長（1） 前学校評議員（1） 校長（1）

## 2. 用語の説明

S C（スクールカウンセラー）とは・・・

心のケアの専門職（臨床心理士）。

S S W（スクールソーシャルワーカー）とは・・・

環境のケアの専門職（社会福祉士）

U D（ユニバーサルデザイン）とは・・・

最大限可能な範囲のすべての人々にとって使いやすいデザインのこと  
教育現場では、ユニバーサルデザインの良さを取り入れた学級・授業づくり。すべての子どもにとって、「分かる・できる」を保障する教育という意味。

Q Uとは・・・

楽しい学校生活を送るためのアンケートの略称。学級集団の状態や子ども一人ひとりの意欲・満足度等を測定することはできる。Hyper-QUとは、アンケート結果をコンピューターで診断できるように改良されたもの。

## 2. 平成31年度 学校経営方針

### 【基本方針】

- ①日本国憲法・教育基本法・教育関係法令・学習指導要領及び大分県教育委員会・別府教育事務所・国東市教育委員会の教育方針に基づいた学校経営。
- ②社会の要請、学校・家庭・地域の実情、児童の実態、学校の伝統と教職員・保護者・地域の方々の願いを踏まえ、新しい時代に必要となる資質・能力を育む学校教育の確立。

### 学校の教育目標

いのちきらめく小原っ子の育成  
 ～「身につける」「つなぐ・ふり返る」「挑戦する」～

### 目指す子ども像

	生きて働く「知識・技能」 (何を理解しているか・何ができるか)	未知の状況にも対応できる 「思考力・判断力・表現力」 (理解していること・できることをどう使うか)	学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」 (どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか)
知（確かな学力） ☆おしえあって しっかり勉強	<input type="checkbox"/> 基礎・基本を身につける	<input type="checkbox"/> 関連づけて、見通しをもつ	<input type="checkbox"/> 最後までやりとげる
徳（豊かな心） ☆「わ」を大切に にこにこ笑顔	<input type="checkbox"/> 相手意識をもつ	<input type="checkbox"/> 状況を考えて、場、相手、自分をつなぐ	<input type="checkbox"/> 素直さと思いやりを大切に にする
体（体力の向上） ☆らんらん運動 げんきな体	<input type="checkbox"/> 規則正しい生活をする	<input type="checkbox"/> 自分の生活をふり返る	<input type="checkbox"/> 苦手なことにも挑戦する

重点 目 標 と 具 現 化 方 策	確かな学力の育成	豊かな心の育成
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○カリキュラム・マネジメントによる授業改善                             <ul style="list-style-type: none"> <li>*学力向上プラン</li> <li>*授業改善5点セット</li> <li>*学校情報化推進計画</li> </ul> </li> <li>○個に応じた指導                             <ul style="list-style-type: none"> <li>*UDによる授業づくり</li> <li>*チャレンジタイム</li> <li>*小原っ子タイム</li> </ul> </li> <li>○学習規律の徹底。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>*くにさきっ子学習10ヶ条</li> </ul> </li> <li>○学校図書館の活用。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>*読書の質の向上</li> </ul> </li> <li>○家庭学習の習慣化。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>*家庭学習の手引き</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あったか・ほんわか・にっこりハートによる組織的な安心・安全の確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>*生徒指導の三機能を生かした指導の徹底</li> <li>*児童会を中心とした「ほんわかハート」・「あいさつ運動」</li> <li>*小原っ子アンケート・小原っ子いきいきカード・Hyper-QU・いじめ・不登校調査等による実態把握</li> <li>*SC・SSWの活用</li> </ul> </li> <li>○特別活動の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>*話し合い活動による学校や学級の課題の解決、VS活動等の場で、清掃等の日常的な取組の徹底</li> </ul> </li> </ul>
	家庭・地域との協働	体力の向上
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○CSの推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>*目指す子ども像の共有と役割分担</li> </ul> </li> <li>○学校行事・地域行事を通じた連携                             <ul style="list-style-type: none"> <li>*地域人材の活用</li> <li>*地域教材の活用</li> </ul> </li> <li>○積極的な学校公開。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>*学校公開日の設定</li> <li>*学校だより・学級通信・ホームページ等で情報発信</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○たくましい体づくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>*1校1実践（らんらんタイム）</li> <li>*体育における体づくり運動</li> </ul> </li> <li>○健やかな体づくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>*学校医、栄養教諭等との連携による食育・健康教育</li> <li>*小原っ子いきいきカード等による家庭との連携</li> </ul> </li> </ul>
	働き方改革の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○超勤縮減に向けた国東市の取組・提言の確実な実行                             <ul style="list-style-type: none"> <li>*国東市立学校時間外業務記録票の提出</li> <li>*労働安全衛生委員会の定期開催</li> <li>*ノー残業デーの設定</li> <li>*会議の回数・持ち方の改善（開始時刻・終了時刻の提示、会議日程・内容の予告）</li> <li>*計画的な年休行使</li> </ul> </li> </ul>	

### 3. 平成31年度 年間計画

日時	運営協議会	学校参観及び議事	学校行事予定
4 (16)	第1回 基本方針承認 組織及び計画		入学式 (11)
5		学校公開日での【授業参観1回目】	【授】学校公開 (15) 修学旅行 (16・17)
6		学校公開日での【授業参観2回目】	交通安全教室 (7) 【授】学校公開 (14)
7		期末参観日での【授業参観3回目】	【授】期末参観 (2) 宿泊学習 (15・16) 終業式 (19)
8 (23)	第2回 自己評価及び 達成状況の 共有  意見交換	学校公開日での〈行事参観1回目三世代平和集会〉 〈行事参観2回目校内水泳記録会〉	学校公開 (6) 三世代平和集会 見守りボランティア の方々に感謝する会
		<input type="checkbox"/> 学校評価の4点セット及び学力・体力・不登校対策プランの自己評価・検証・改善 <input type="checkbox"/> 県学力調査(5年)の分析  ※委員以外の教職員の参加あり。	学校公開 (26) 校内水泳記録会
9		学校公開日での〈行事参観3回目秋季大運動会〉	学校公開 (28) 秋季大運動会
10		学校公開日での【授業参観4回目】	【授】学校公開 (15)
11		学校公開日での〈行事参観4回目学習発表会〉	学校公開 (9) 学習発表会 社会見学 (未定)
12 (13)	第3回 自己評価及び 達成状況の 共有  意見交換	期末参観日・学校公開日での【授業参観5回目・6回目】	【授】期末参観 (3) 【授】学校公開 (13)
		<input type="checkbox"/> 学校評価の4点セット及び学力・体力・不登校対策プランの自己評価・検証・改善 <input type="checkbox"/> 全国学力調査(6年)の分析  ※委員以外の教職員の参加あり。	終業式 (20)
1		学校公開日での〈行事参観5回目校内マラソン大会〉	学校公開 (16) 校内マラソン大会
2 (18)	第4回 本年度の 成果と次年度 に向けた課題 の共有	学校公開日での【授業参観7回目】	【授】学校公開 (18)
		<input type="checkbox"/> 学校評価の4点セット及び学力・体力・不登校対策プランの自己評価・検証・改善 <input type="checkbox"/> 市学力調査(全学年)の分析	
3			卒業式 (24) 修了式 (26)

学校公開日については、学校だより等でお知らせする。

小原の教育運委協議会のご案内は、個別に送付する。

(目的)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。第 47 条の 5 第 1 項の規定に基づき国東市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第 2 条 協議会は、学校が掲げる教育目標の実現に向け、地域住民及び保護者等（以下「地域住民等」という。）が、学校との連携の下、学校教育目標を共有化し、責任を分かち合い、協働して取り組むことにより、次の各号に掲げる事項の達成を目指すものとする。

- (1) 「知」「徳」「体」のバランスの取れた豊かな人間性を備えた児童生徒を育成する。
- (2) 学校と地域住民等との双方向の信頼関係を深める。
- (3) 学校及び地域住民等の教育力を相互に高める。

(指定)

第 3 条 国東市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条の趣旨が達成することができると思われる学校について、協議会を設置する学校（以下「指定学校」という。）として指定することができる。

2 校長は、地域住民等の意向を踏まえ、前項の指定を教育委員会に対し申請することができる。

3 指定の期間は 3 年とし、再指定することができる。

(委員の構成等)

第 4 条 協議会は、委員 12 名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 当該指定学校の通学区域内の住民
  - (2) 当該指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者
  - (3) 当該指定学校の校長及び教職員
  - (4) 学識経験者
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
- 2 当該指定学校の校長以外の委員については、当該指定学校の校長が推薦することができる。
- 3 委員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項に定める非常勤特別職員とする。
- 4 委員の報酬については、国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年国東市条例第 53 号）により支給する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、委員は、指定学校の指定が満了したとき、またはその指定が取り消されたときは、その身分を失う。

(委員の義務)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない行為を行うこと。
- (2) 委員として地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) その他協議会又は指定学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第 7 条 協議会に会長及び副会長 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。ただし、当該指定学校の校長及び教職員は、会長及び副会長となることができない。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 8 条 協議会の会議は、校長と協議の上、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

4 議決すべき事項に利害関係を有する委員は、当該事項について議決権を有しない。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることが

できる。

(協議会の役割)

第9条 指定学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育目標及び学校運営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 学習指導及び生徒指導に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

2 校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に基づき、学校運営を行うものとする。

(協議会の運営)

第10条 協議会は指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、その活動の状況等について、地域住民等に対して積極的な情報の提供に努めるものとする。

3 協議会は、学校の運営状況等について毎年度1回以上達成状況等の評価を行うものとする。また、その評価は教育委員会に報告するとともに、保護者・地域に公表するものとする。

4 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

5 協議会は、当該指定学校の運営に関することについて、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。この場合において、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取しなければならない。

6 協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由して大分県教育委員会に対して意見を述べるができる。

7 教育委員会は、前項の意見が適当と認める場合は、当該意見を内申の参考にすることができる。

(指導及び助言)

第11条 教育委員会は協議会の運営に関し、必要に応じて指導及び助言を行うことができる。

2 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が円滑な合意形成が図られ、適切な活動が行えるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

(指定の取り消し)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、指定学校の指定を取り消すものとする。

- (1) 活動の実態がないと認められるとき。
- (2) 合意形成を図ることができないと認められるとき。
- (3) その他指定学校の運営に著しい支障が生じ、又は生じる恐れがあると認められるとき。

(委員の解任)

第13条 教育委員会は、委員からの辞任の申し出があった時のほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認める時は、これを解任することができる。

- (1) 第6条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
- (3) その他解任に相当する事由があるとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任しようとする場合において、当該委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、当該指定学校において処理する。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。